

第十三回国会 衆議院 外務委員会議録 第十一号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 仲内 憲治君

委員近藤 鶴代君 理事並木 芳雄君

足立 篤郎君 石原 登君

大村 清一君 北澤 直吉君

中山 マサ君 福田 篤泰君

水田三喜男君 守島 伍郎君

小川 半次君 西村 榮一君

林 百郎君 武藤運十郎君

黒田 壽男君

出席國務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員 外務政務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君

(大臣官房長)

委員外の出席者 専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

三月十九日

委員林百郎君辞任につき、その補欠

として今野武雄君が議長の指名で委

員に選任された。

三月二十日

委員飛嶋繁君、随員設三君、戸叶里

子君及び今野武雄君辞任につき、そ

の補欠として石原登君、足立篤郎

君、西村榮一君及び林百郎君が議長

の指名で委員に選任された。

三月十九日

千九百二十七年九月二十六日にジュ

ネーブで署名された外国仲裁判断の

執行に関する條約の締結について承

認を求めるとの件(條約第三号)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く外務省関係諸命

令の措置に関する法律案(内閣提出

第八八号)

外国人登録法案(内閣提出第八九号)

国際情勢等に関する件

○仲内委員長 ただいまより外務委員

会を開会いたします。

まず外務公務員法案を議題といたし

ます。本案につきましても質疑を終了

しておりますので、ただちに討論に入

ります。討論の通告がありますので、

これを許します。近藤鶴代君。

○近藤委員 ただいま議題となりまし

た外務公務員法案に關し、私は自由党

を代表いたしましたして賛成の意見を述べ

たいと存じます。

平和條約発効の日も近づいており、

わが国としては外交再開に備えて諸般

の準備を怠つてはならないのでござい

ます。諸外国との平常な外交常時關係

を維持するにあたりまして、この重要

な國務を担当する外務公務員の職責は

国の内外各地にわたるのであります。

また外交機密の重要性を考慮しま

すとき、外務公務員を規律する外務公

務員法を制定し、國家公務員法に對す

るある程度の特例を規定することは当

然であると思ひます。従ひまして委員

会の審議中常に問題となりまして大公

使、政府代表、全權委員等の人選には

適正を期し、また人事審議會委員の選

任については、その職務遂行の公正が

期せられるように、政令制定の場合に

十分考慮して、適当な人選をされるよ

う政府に要望して、本案に賛成の意を

表するものでございませう。(拍手)

○仲内委員長 並木芳雄君。

○並木委員 わが改進党においては、

本外務公務員法案を慎重に検討した結

果、結論として條件をつけて賛成する

ことに決定いたしました。しかし昨日

もそうでございまして、本日もそう

であるごとく、本法案に對する審議に

ついては政府当局のみならず、與党の

態度というものは、われ／＼から見

て非常に不満足な点が多いのでありま

す。かくのごとき重要法案を提案をし

ておいた政府当局においては、所管の

大臣は一度も首を出しておりません。

この法案は、吉田外務大臣に對して

われ／＼として要望する幾多の点があ

るので、絶対にその出席を求めておつ

たのでありますけれども、これに應じ

なかつたといふことはなほ残念で

あります。従つて幾たびかこういふ点

を考慮して、われ／＼としてはこの法

案に反對してやろうかとすいぶん考え

たくらいでありますけれども、政局の

事態というものは、やがてわが党の天

下になることも間近のことと考えます

から、こういふことを考えますと、一

概に血気にはやることもあとで困る場

合も出て参りますので、結論としては

條件をつけて賛成といふことになつた

のであります。

謙和條約が効力を発生しまして、外

交關係が復活し、大使、公使その他の

外務公務員を諸外国に派遣することの

できる道が開かれるといふことは、こ

れは私どもひとしく喜びをわか点でご

ざいます。それについては、國家公務

員法で十分足れりといふ主張もあるで

しよりけれども、これは政府の答弁に

もありません。通り、國家公務員法制定

當時において、すでに外務公務員に對

しては特例法を設ける措置といふもの

は予定せられたこととございまして、

外務公務員の特例性にかんがみて、そ

の特例法として新たに外務公務員法案

を提出されたことに對しては、私ども

は反對はないのでございませう。これ

を検討した結果、要するに私どもとし

ては運用いかんにかかつて来る点が多い

といふのでございませう。ただいまも近

藤委員からその点に触れられておつた

ようでありますけれども、大使、公使

その他の任免に關する事柄、あるいは人

事審議會の人選、その運営などにつ

ては、十分これを運用する上において

効力を發揮するように望むものであり

ます。特に大使、公使その他の任免は、

外務大臣の専權に屬してあります。外

務大臣がこれを申し出て、そうして内

閣が行うといふことになつてあります

ので、外務公務員に對する人事を一手

に外務大臣が掌握するといつて過言で

ないものであります。特に現在のよう

に外務大臣と總理大臣が兼務してある

きにおいては、一層その人事が一手に

握られてしまつて、他から制肘する道

が開かれていないといふ点は、よほど

考慮していただかないと、一方に偏し

た人事が行われるおそれがあるのであ

ります。こういう点は吉田首相がなか

なか外務大臣のいすを譲らない、なる

ほどどうなすける理由の一端になるの

であつて、私どもとしてはかわいそう

に岡崎國務大臣は遂にうなぎのにお

い

第一類第五号 外務委員會議録第十一号 昭和二十七年三月二十日

をかがされたばかりで、つなぎ船のよ
うに専任の外務大臣になれないで世を
過すのではないかと思ふ。實際この外
務公務員法を検討してみると、總理大
臣と外務大臣を掌握した者は、事外交
に關しては専権を握つてしまふのであ
つて、この点については私も同じか
吉田外務大臣に対して要望しようと思
つたのです。それが出て来ないため
に、その要望も届かないといふことは
はなはだ残念であります。とくとこの
点を吉田首相兼外務大臣に伝えてほし
いと思ひます。

それから人事審議会の構成、選任な
どについては、わが党の小川委員から
も特に質問もあり、要望もあつたので
ありますけれども、これもあつてもな
くてもいいような審議会に終らないよ
うに、その人選については十分この法
案の目的とするところが達せられるよ
うに留意してもらいたいのでありま
す。そうでありますと、外務公務員
にせつかなつた人々の身分、給與、
そつうものを保障する道がとざされ
てしまふ。せつかく人材を得て、これ
から民主外交、国民外交の基礎をつ
つて行こうとする外務公務員法案のね
らいも、水泡に帰するのではないかと
思ふのであります。その他数え上げま
すと、相当要望する点がありますけれ
ども、私どもはともかくにも議和條
約発効を目前に控えておる際にござ
いますし、大公使その他を送る道を開か
れた点を喜びとして、この法案が成立
したあかつきには、十分運用の妙を充
揮するといふことを期待し、かつ要望
しつづつ、本案に賛成の意を表するも
のであります。

○中内委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は日本共産党を代表
して、この法案に反対するものであり
ます。

反対の第一の点は、この法案により
ますと、大使、公使の任免はもちろ
んと、選挙による外務職員の任命制をと
ることによつて、外務公務員の任免の
実権はまづたく外務大臣の掌中に握ら
れておるのであります。さらに官職の
格付も第五條によりますと、これは外
務大臣の掌中に握られておるのであり
まして、これはあたかも外務省の中に
外務大臣という天皇があつて、そのも
とに外務省という天皇制をしくの
まづたくかわりがないのであります
て、これは明らかに天皇制の官僚機構
の復活以外の何ものでもないと思ふの
であります。しかもこの外務省公務員
法が将来再び日本の全公務員の制度と
して、これが採用せられる一つの先例
をなすものであるといふふにわれわ
れは考へるのであります。といふこと
は、昨日の夕刊にもあつたように、日
本の行政機構の改革あるいは日本の公
務員法に対する新しい忠誠、誠をささ
げる忠誠制度を設けるといふような、
政府の意向から考へましても、これは
單に外務公務員だけの問題ではなくし
て、この天皇制的機構が日本の全官僚
機構に及ぶのではないかといふふに
考へるのであります。しかもこの外務
大臣の独裁制を強化する一つの方法と
して、査察の制度があるものであります
が、この査察制度はこれにまづたく徳
川時代の幕府の密偵の制度とかわりが
ないのであります。外務大臣がみづ
から使命したところの査察使を国外に
派遣いたしました。この査察使の報告
に基いて必ず外務大臣は必要な措置を

とらなければならぬといふことが規
定してあるのであります。こうなりま
すと、良心的な外交官はまづたくしり
ぞけられまして、もう外務大臣の鼻息
をうかがうに汲々たる茶坊主的な外交
官のみが用いられることは明らかであ
るのであります。ことにこの査察使と
いふのは、外務大臣が自分で選ぶこ
とができるのでありますから、吉田外相
のごとく、非常に側近制度をたくらむ
の側近、たとえば白洲次郎とかある
は麻生和子女史とか、こういふよう
な人ばかりに用いたとするならば、日
本外交はまづたく吉田一家の私物とな
るのであります。かくのごときは日
本外交を一外務大臣の専断と私物に
化す道を法制化することになるのであ
りまして、こういふ点からいいます
と、われわれはまづたく民主主義に逆
行するやうな本法案には、第一にこの
点において反対するのであります。

第二の点は、機密の漏洩の点であり
ますが、外交の機密を漏洩した者は一
年以下の懲役、三万円以下の罰金に処
するとの懲罰であります。これはさ
らに第十九條によりますと、外務職員
が外交の機密を漏洩して、国家の重大
な利益を毀損して懲戒処分を受けた場
合に、それに対する不服の申出は、一
般の公務員のように人事院に提訴す
るの審議にかけることになつてお
ります。ところがこの外務人事審議会
の審議は、法案によりますと、まづたく
秘密であつて、しかも黒田委員からも
指摘がありました通り、弁護人すらも
けることができない。しかもこの外務
人事審議会の委員五名のうち過半数で

ある三名は、みづから懲戒処分を付
した外務大臣が任命することになるら
ば、この外務大臣の処分に対して不服
を申し立てるといふ道は、實質的には
まづたくとざされているのであります。
これはもう切捨てごめんのか封鎖時
代の大名と家臣との関係と何らかわり
ないのであります。こうなりまして、
良心的な外務公務員はまづたく機密の
漏洩の名のもとに、いつでも懲戒処分
に付せられ、追放されるといふこと
になつてしまふのであります。それでは
今の吉田外交の外交の機密といふのは
一体何をさすのであらうか。吉田外
交は国会と国民の意思を無視して行政
協定を締結して、日本をアメリカの
植民地とし、日本を中国、ソビエトを
仮想敵とした反共の軍事基地にして、
さらには最近のアメリカの上院の討議
を見ますと、明らかにアメリカの首腦
部では、将来日本と季承晩と蔣介石等
のアジアの亡命諸政権と太平洋同盟を
結成するといふことをすでに公然と表
明しておるのであります。このこと
は日本の国土と国民をあげて反共の侵
略戦争のえじきにしよといふこと
であります。これが要するに吉田外交の
外交機密なのであります。このよう
なことは、むしろ外交の機密の名もと
に、日本の国を外国の植民地と軍事基
地に提供するといふことを、国民の目
から欺瞞するものであります。こんな
な秘密はあはれなくこそが、むしろ国
民の利益になるのであります。ところが
吉田外交の機密を、懲役と罰金、
あるいは懲戒処分によつて守らうとい
ふのが、本法案の一つのねらいだと思
うのであります。

さらにわれわれが憂うべきことは、

外務省が、おそらく将来設けられる日
米合同委員会の事務を担当する担当行
政官庁となると思ふのであります。こ
うなりまして、行政協定の第二十三
條によりますと、米軍の軍機保護の名
のもとに、たとえ記録の保持とい
ふようなことの責任すら、これを負うこ
とになるのであります。行政協定第
二十三條によりますと、新しいアメリ
カ軍の軍機保護の立法、あるいはその
他の措置による取締りが、厳重に外務
省にかかつて来るのであります。そう
すると、實質的には、外務省の機密漏
洩といふのはアメリカ軍の機密とい
ふことになるのであります。これはむ
しろ日本の国家の利益といふよりは、
アメリカ軍の利益を、機密を守るとい
ふことになるのであります。(こじつ
けだよ)と呼ぶ者あり)これはこじつ
けでも何でもないのであります。外
務省が合同委員会の事務を担当する限
り、これは明らかに外務公務員法によ
る取締りと、行政協定第二十三條によ
る取締り、この二重の取締りが来る
といふことは、否定できないと思ふので
あります。そうして日本の外務省であ
りながら、實際はこれはアメリカの國
防省の下請機関となり、アメリカの機
密特務機関となることは明らかだと思
うのであります。私はこのようになま
たく外国の軍の機密を守らなければな
らないといふようなことが、外務職員
の重大な圧力になり、外務省がまづた
く外国の国防省、あるいは国防省の下
請機関になるようなことを法制化して
いるところのこの法案には、賛成でき
ないのであります。これが反対の第二
の点であります。

第三の点は、本法案によりますと、

外務大臣は外務省本省並びに在外公館に外国人を採用することができるといふ規定があるのであります。この外国人は、たゞいま吉田内閣がとつておる外交方針、要するに向米一辺倒的な吉田外交の行き着くところを考へますと、これはアメリカ人を採用するといふことは、想像にかたくないのであります。しかもこれが相当の重要な地位につけられるといふことも、またわれわれは想像がつくのであります。ところがこの外務省に採用された外国人が外交の機密を漏洩した場合には、これは公務員でないという名のもとに、まったく刑罰を科する道が開かれておらないのであります。日本人は外交の機密を漏洩したといつて、懲戒処分にし、刑罰を科しておきながら、外国人に対しては、われわれの国費で、まったく実質的には外務公務員と同じ待遇、同じ地位にありながら、日本の外交機密を漏洩し、国家の重大な利益に毀損を與えた場合の刑罰規定がないといふことは、これはまったく買弁的な法律だと思つておられます。このことは行政協定の中におけるところのいわゆる治外法権、あるいは行政協定中にアメリカ人が日本の国内において、日本の反国家的行動に出た場合も、それが駐留軍あるいはその関係者であるとして、外国に追放する処置のとつて、外務省が採用している外国人に對しては、日本の公務員と同様にみないといふ規定を入れることによつて、外務省が採用している外国人に對して、機密を漏洩し、国家の重大な利益を毀損した場合の処罰の道というものはあり得るのであります。その措置を故意にしてないといふことは、これは明らかに日本の国がまつたく對外的に植民地的な立場にあると、むしろ法律の上からも表明することになると思つておられます。このような屈辱的な法律に對しては、日本の国民の名譽にかけて、われわれは断じて賛成することができないのであります。

以上三つの点からいいたしまして、私はこの外務公務員法については賛成をすることができないのであります。岡崎内閣は非常にうれしそうな顔をして聞いておられますが、何がうれしかつか私にはまつたくわからないが、かような屈辱的な法律については断固反對するものであります。

○仲内委員長 黒田壽男君。

○黒田委員 私は結論から先に申し上げますと、本案に反對であります。反對の論点といたしまして、たゞいま並木君並びに林君が申されましたことを、第一点として援用したいと思います。次に、残された問題につきまして、多少私の見解を申し述べてみたいと思つて、反對の第二点——それは昨日政府に

質問したことに關連するものであります。私はこの法律案の第九條に憲法違反の疑いがあると思つておりました。どうも昨日の政府委員の御釈明では、私には納得できないものがあるものであります。それによつて少し申し上げておきたいと思つて、この大使及び公使の信任状及び解任状、全權委任状を天皇が認証するとしてありますことは、これは憲法の定めるところで当然のことであり、また「領事官の委任状」まで天皇の認証を要するといふところ、これは問題がありはしないかと思つておりました。しかし研究事項として申し上げるのであります。私ははつきりと憲法違反といふは申しません。しかし憲法違反の疑いがある、多分に疑いを含んでおると私は思つておられます。その点を明らかにしてみたいと思つておられます。そのために、第一に私は實質論としてこれを論じてみたいと思つておられます。それから第二には憲法の條文の配置の形式上から見て、憲法違反の疑いがある、この二点から論じてみたいと思つておられます。

元來認証というものは、内閣または内閣總理大臣の権限に属する行為につきまして、その事実の存在を公に証明するために天皇の行行為である、このように私は理解しておられます。行為それ自身が非常に重要な行為であり、それから、特にその行為に莊重さと尊厳さを與えるために、すなわちその行為に權威あるしめるために、このような天皇認証という形式をとるといふのが、私はこの認証の制度の設けられたゆゑであると思つておられます。ただこの点につきましては、行為の存

在を公に証明するにとどまるといふ議論と、そうでなくて、天皇の認証が一つの意思表示として創設的な効果を持つ、言いかえれば、その行為の効力発生の要件になるという議論もありまして、このように両論がありますけれども、しかしそれには今日深く触れる必要がないと思つておられます。しかし、どういふ解釈であるといふことも問題があると思つておられます。たゞいま申し上げたように、認証とは内閣または内閣總理大臣の権限に属する行為についてその効力の発生の條件となるものであります。か、あるいは別の議論によれば、その行為の權威を重からしめるために行われるにすぎないものであります。そのいづれであるとも考えられても、さてその次に、大使、公使あるいは全權及び全權代理の場合と領事官の場合と、どのような相違があるかといふことを研究してみなければならぬと思つておられます。この差異の中から私は問題が起ると考えます。しかしながら今日は私の私の議論の範囲を限定して研究してみたいと思つておられます。

まず第一に私は任免の方法にその差異が現れておると考えるのであります。この外務公務員法第八條によりまして、「大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ひ、それから「政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及び隨員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ひ」とある。しかるに領事官の場合にはどうであるか、第十條によりまして、外務大臣が領事官を任命することができるといふことになつておるのであります。私は條文の上におけるこの相違から見て、任命の方法それ自身に差異が現わ

れておると思つておられます。一は外務大臣でやれる、一は内閣がやる。このような、輕重と申しましては、はたして正確な表現であるかどうかかわかりませんが、とにかく任命の方法に關しまして、そのような差があるものであります。そしてこれを旧憲法時代の例に見ても、大使、公使あるいは全權大使と申しますような外国に對し日本を代表する使節に關します場合は、従來は認証というより制度はなく、そのかわりに親任式という制度があつたのであります。天皇みずからこれを任命するといふ特別な形式がとられたのであります。しかるに旧憲法時代に領事官に對してはどうであるか。これは「外交官及領事官官制」によつてこれを見ますと、領事官のうち最高の地位にある總領事にいたしましては、勅任または委任となつておるのであります。任命の形式がこのように違つておられます。このように大使や公使の場合には、これを任命するといふ行為の形式を重からしめるために、權威を與えるために、特に認証行為といふものを設けておるのであります。それがすなわち旧憲法時代の親任式に當るものであります。實質上そうであるかどうか、びつたりと内容が一致するものであるかどうかは別として考えることができると私は思つておられます。しかるにたゞいま申しますように、領事官の場合には違つておられます。さうな差別が設けられたといふことからは、たゞいまも、領事官に對する委任状に天皇の認証を要するといふことが、第九條は、憲法違反の疑いがある、こう私には疑われるのであり、この疑いがいま

たゞこの点につきましては、行為の存

たゞこの点につきましては、行為の存

だに氷解しないのであります。しかし、これは私もなお研究してみたいと思ひます。

それから次に憲法の條文の配置の形式上から見ても、第九條には私法上どうも違憲の疑いがあるように思ひます。元來憲法の規定から見ましても、外交使節に対する委任状または信任状の認定は、憲法第七條の五号の問題として取扱ふべきものであると私は考えます。これを八号の問題とすべきではないと思ひます。八号では、なるほど批准書及び法律の定めその他の外交文書を認定すること。という事になつておりますけれども、この八号の場合の「その他の外交文書」というその文書の中には「委任状はなるほど外交文書ではありませんけれども、この委任状という外交使節に対する文書は含めるべきものではない。こう考へるのが私は憲法の本格的な、真正面から取組んだ解釈であると考へます。そこで八号に政府の御説明のようにこの文書をもぐらせるということになりますと、實質上において五号を変更することになるのであります。外交使節に対する認定は「全權委任状及び大使及び公使の信任状」というふうに憲法で限定されておると私は考へておりましたのに、この法律案によりますと、第八号に新たに委任状に対する認定事項をつけ加へることになり、外交使節に対する委任状及び信任状の認定をする場合の五号の限定を破るものであります。實質上憲法の改正になる、こういふふうには私にも見なければならぬと思ひます。憲法を正面から改正し、五号に領事官に対する委任状も、天皇の認定事項として付加する

といふふうに出ておいでなりましたならば、これは私も一個の問題として十分に考慮してみてもよろしいと思ひます。領事官に対しては天皇の認定を要するよ様な性質の委任状が出されるべきものであるから、そこでこの委任状には認定をするというよ様な御意見でありますならば、事實上是困難でありましようが、私は憲法の第五号を真正面から改正する問題としてお出しになるのが正当な方法であると思ひます。それをそのようにしないで、第八條の外交文書の中に領事官に対する委任状を含めて、そしてこれを認定事項とするというやり方は、そしてそれによつて五号を改正したと同様な効果を發生させようといふふうには政府が考へてなつておられます。これは私にはそれは不当なやりかたであると思はれるのであります。憲法に基いて法律をつくるという事は、これは合法的でありましようけれども、法律制定によつて憲法改正の効果を上げようとする事は許されなれないと思ひます。何となれば、憲法改正の手続は第九十六條に定められておるのであります。法律制定の手続とは異なるからであります。私はこゝういふふうには考へる。政府はただいま申しますように、八号の文書の中にこの問題を含ませるという解釈でありましよう。なるほどそのように取扱ふことができないこともありますまい。新しい法律をつくること、それが「法律の定めるその他の外交文書」といふものになるのだといふふうには解釈することゝなるほど私はさういふ解釈が全然できないとは考へません。しかしそれはいかにも苦しい解釈でありまして、決して憲法と本格的に取組んだ態度ではない

と私は考へます。こゝういふもぐり的な解釈をして、憲法第七條第五号を實質的に改正するよ様な効果を生ぜしめるやうな方に対しましては、私は憲法違反の疑いがあることをどうしても否定することができないのであります。この点はひとつ與黨の諸君も十分に御研究願ひたいと思ひます。私もなお研究してみたいと思ひます。とにかくこゝういふ憲法違反の疑いがある。これはもぐり的な解釈である。こゝういふことはやるべきことではない、こゝう私はいたいのであります。次に、最後の問題に簡単に触れてみたいと思ひます。これは私の反対の第三点であります。外務職員機密漏洩によりまして、國家の重大な利益を毀損したという理由で、懲戒処分を受けました場合においての審査の請求に関する規定が憲法違反である。この場合は疑いがあると思ひます。すなわち外務公務員法第二十條は憲法違反であると私ははつきり申したいのであります。これは前々回の外務委員会におきまして私の所信を述べたことと一致したもので、きようは再び同じことを繰返すことはいいたしません。ただ、政府の仰せられましたことにつきまして、多少私はつけ加えて意見を申し上げておきたいと思ひます。私は外務職員に対してのみ、何ゆゑ審査の場合に弁護人の依頼権を剝奪するか。ここに憲法違反がある。こゝう申すのであります。普通の裁判におきましては、審査される者は弁護人依頼権を持つといふことは、基本的人権の尊重から申しまして当然のこと

であると思ひます。この権利は憲法で認められた基本的人権でありまして、これを蹂躪することは許されないのであります。さうでありまうからこそ、國家公務員法では第九十一條によりまして、審査の場合にもその権利を認められているのであります。しかるに外務職員の場合に限つて、しかも第十九條の場合のような重大な案件として取扱われるよ様な場合であるにもかかわらず、この権利を剝奪するといふことは、明らかに基法的人權の蹂躪であり、憲法違反であると思ひます。外務次官に御注意申し上げておきますが、外務次官は先日私のこの問題に関する質問に対する御答弁の中で、弁護人をいふよ様な御見解でありました。なるべく弁護人を入れない方がよいのだと、こゝういふように仰せられたのであります。これは私は外務當局として御反省願ひたいと思ひます。もし弁護士の人が外務次官の仰せられるよ様なことを聞きまして、これは糾弾に値することだと言つて憤慨するかも知れません。弁護人に対する侮辱であるからであります。弁護人を秘密裁判につければ、機密が漏れるかも知れないといふよ様なことを考へられることは、これは私がしばしば政府を戒めておきますところの官僚的態度といふものであります。さういふ官僚的態度によつては、戦時中に国防保安法によつて尾崎秀實、ゾルゲなどが死刑に処せられた。あのいわゆる重大な國家の機密漏洩事件におきましてさえ弁護人がつけられた。さうしてその弁護人は何らの非難を現在まで受けていないのであります。機密漏洩の事案について弁

護人をつけることは、何だか機密が漏洩する一つの手段になるかも知れないなどというお言葉は、私は断じて將來お慎み願ひたいと思ひます。次になお本案には非常に大きな矛盾があると思ひます。元來輕微な事案については、あるいは弁護人がつけなくてもよいといふよ様なことがありまうけれども、事案が重くなればなるほど、かえつて弁護人をつけなければならぬといふことは大原則であります。しかるに本案の場合には、輕い一般の公務員の機密漏洩の場合には、その審査に際して弁護人依頼権を認めておいて、さうしてより重大な事案につきましては、審査の場合に弁護人依頼権を剝奪するといふことになつておる。これはまさにこの大原則に対する反則であります。私はこゝういふ基本的人権尊重に違反したことを、平氣で政府がおやりになつておる。こゝういふことも納得が行かない。そこで私は先日政府に対しまして、進んでこの点を御訂正になつたらどうかと勸告したのでありますけれども、どうもさういふよ様な形勢もありません。あくまで元の通りの案を提出して、それに対する賛否を求めるといふ態度を固執しておいでなりましたから、そこで私は非常に遺憾であります。こゝういふ憲法違反の疑いがある、いな私としては憲法違反であると思ひます。さういふ條項を含んでおきますこの法案に対しましては、林君あるいは並木君の御主張になる論点をあわせ、私は反対せざるを得ないのであります。これをもつて私の反対論を終ります。

○仲内委員長 西村榮一君。
○西村榮一委員 私日本社会党を代

いたしまして、本案は憲法違反の疑いがあり、かつ運用の面について多くの不備欠陥を有するゆえをもつて反対いたしました。

○仲内委員長 武藤運十郎君。

○武藤(運)委員 私もこの法案に反対をいたします。その理由はただいままで反対の各位によつて述べられた通りであります。

○仲内委員長 これにて討論は終局いたしました。

外務公務員法案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○仲内委員長 次に千九百四十六年十一月十一日にレック・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の薬品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求めるとの件を議題といたします。

○仲内委員長 御異議がなければ本案は承認すべきものと決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○仲内委員長 御異議がなければ本案は承認すべきものと決しました。なおただいま採決いたしました二件につきましての報告書の作成は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○仲内委員長 御異議がなければさよ

うとりはからいます。

○仲内委員長 次にポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案及び外国人登録法案の二案を本日の日程に追加いたしまして、二案を一括議題といたします。政府側より逐次提案理由の説明を求めます。石原外務事務次官。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他の当該事由が生じた日から三十日以内

に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く)の手續に準用する。この場合において、第二十条第三項中「在留資格への変更」とあり、又は同條第五項中「在留資格の変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第六項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と、同條第七項中「書換」とあるのは「記載」と読み替へるものとする。

4 前條の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、前條第一項中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の変更」と、同條第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」と読み替へるものとする。

5 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

第七十條に次の一号を加える。

八 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

九 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十一 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十二 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十三 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十四 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十五 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)による登録証明書」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第...号)による外国人登録証明書」に改める。

第二十四條第一項第四号へ中「外国人登録令」を「外国人登録に関する法令」に改める。

第二十四條第一項に次の一号を加える。

七 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

八 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

九 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十一 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十二 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十三 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十四 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十五 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

十六 第二十二條第二項第三項において準用する第二十条第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條第二項第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條第二項に規定する期間を経過して本邦に在留する者

第二條 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一に該当するものが引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができず、出入国管理令第二十二條第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月とする。

一 連合國最高司令官の許可を得て本邦に入国した者

二 昭和二十年九月二日以前から引き続き外国人として本邦に在留する者

三 日本國との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ、外国人登録法(昭和二十七年法律第...号)による外国人登録証明書を持するもの

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものの入国管理厅长官に対する在留資格の取得の申請の期間は、出入国管理令第二十二條第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月以内とする。

3 この法律施行の際現に連合國最高司令官から入国の許可を受けている外国人でまだ本邦に上陸してないものが所持する連合國最高司令官から入国の許可があつたことを示す文書は、当該許可を受けたる日から六月を限り、出入国管理令の適用については、同令第六條第一項に規定する日本國領事官等の査証とみなす。

4 この法律施行の際現に連合国最高司令官から再入国の許可を受けている外国人の所持する旅券に添付されている再入国許可の証印は、当該証印に明記された有効期間中は、出入国管理令の適用については、同令第二十六條第二項に規定する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合国最高司令官の再入国許可を受けて本邦から出国しようとする外国人又は当該許可を受けて現に出国している外国人については、出入国管理令第九條第三項但書の規定にかかわらず、再入国に際し上陸許可の証印をするときに当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

6 日本国との平和條約の規定に基づき同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ。

(入国管理庁設置令の一部改正)
第三條 入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項を次のように改める。

入国管理令は、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第 号）による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とする。

札幌出張所	札幌市	北海道
仙台出張所	仙台市	宮城県
		福島県
		岩手県
		青森県
		山形県
		秋田県

第四條第十五号、第十六号及び第十八号中「出入国管理令（外国人登録令第十六條第二項において準用する場合を含む）」を「出入国管理令」に改め、同條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下順次一号ずつ

に改める。

(将来存続すべき命令)
第四條 第一條及び前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。
(命令の廃止)
第五條 左の命令は、廃止する。
一 朝鮮人、華僑、本島人及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令（昭和二十二年厚生省令、内務省令、司法省令第一号）
二 北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第二百二十七号）

附則
1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第三條中入国管理庁設置令第十六條に関する部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次の

ように改正する。
第四條第二十号を次のように改める。
二十 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第 号）による外国人の登録に関する事務を行うこと。

外国人登録法案
（目的）
第一條 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の管理に資することを目的とする。
（定義）
第二條 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附屬する島で外務省令で定めるものをいう。
2 この法律において「外国人」と

は、日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による上陸の許可、寄港地上陸の許可、視光のための通過上陸の許可、船舶上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。
3 日本の国籍以外の二以上の国籍を有する者は、この法律の適用については、旅券（出入国管理令第二條第五号に定める旅券をいう。以下同じ。）を最近に発給した機関の属する国の国籍を有するものとする。
（登録証明書の交付の申請）
第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が

生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては、区長。以下同じ。）に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
一 登録証明書交付申請書一通
二 旅券
三 写真（提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとす。以下同じ。）三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
3 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、第一項に定める期間を六十日を限り延長することができる。
4 第一項の申請は、外国人が出生した場合に、父がするものとし、父が申請をすることができないとき、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がしなければならない。

第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が

生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては、区長。以下同じ。）に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
一 登録証明書交付申請書一通
二 旅券
三 写真（提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとす。以下同じ。）三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
3 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、第一項に定める期間を六十日を限り延長することができる。
4 第一項の申請は、外国人が出生した場合に、父がするものとし、父が申請をすることができないとき、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がしなければならない。

第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が

生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては、区長。以下同じ。）に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
一 登録証明書交付申請書一通
二 旅券
三 写真（提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとす。以下同じ。）三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
3 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、第一項に定める期間を六十日を限り延長することができる。
4 第一項の申請は、外国人が出生した場合に、父がするものとし、父が申請をすることができないとき、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がしなければならない。

第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が

生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては、区長。以下同じ。）に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
一 登録証明書交付申請書一通
二 旅券
三 写真（提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとす。以下同じ。）三葉
2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
3 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、第一項に定める期間を六十日を限り延長することができる。
4 第一項の申請は、外国人が出生した場合に、父がするものとし、父が申請をすることができないとき、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がなければならない。

6 外国人は、第一項の申請をした場合には、重ねて同項の申請をすることができない。

(登録原票)

第四條 市町村の長は、前條第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について左の各号に掲げる事項を記載した外国人登録原票(以下「登録原票」といふ)を作成し、これを市町村の事務所

- 一 登録番号
- 二 登録の年月日
- 三 氏名
- 四 出生の年月日
- 五 男女の別
- 六 国籍
- 七 国籍の属する国における住所又は居所
- 八 出生地
- 九 職業
- 十 上陸した出入国港(出入国管理令に定める出入国港をいふ。以下同じ)
- 十一 旅券番号
- 十二 旅券発行の年月日
- 十三 上陸許可の年月日
- 十四 在留資格(出入国管理令に定める在留資格をいふ。)
- 十五 在留期間(出入国管理令に定める在留期間をいふ。)
- 十六 居住地の地番
- 十七 世帯主の氏名
- 十八 世帯主との続柄
- 十九 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- 二十 市町村名及び作成の年月日

2 市町村の長は、前項の登録原票を作成する場合には、その写票二

葉を作成し、その一葉を都道府県知事に、他の一葉を都道府県知事を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

3 都道府県知事は、送付を受けた当該登録原票の写票を分類整理しておかなければならない。

4 市町村の長は、都道府県知事の承認を受けた場合を除く外、第一項の登録原票を当該市町村の事務所の外に移動してはならない。

5 市町村の長は、第一項の登録原票を作成する場合には、外国人登録の正確な実施を図るため、前項各号に掲げる事項について、事実と反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該職員をして事実の調査をさせることができる。

6 前項の調査のため、必要があるときは、当該職員は、関係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。

7 当該職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(登録証明書の交付)

第五條 市町村の長は、前條の登録原票を作成する場合には、あわせて、当該申請に係る外国人について同條第一項各号に掲げる事項を記載した登録証明書を作成し、これを当該申請をした者に交付しなければならない。

(登録証明書をき損し、又は汚損した場合の引替交付)

第六條 外国人は、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損した場合には、その居住地の市町村の長に対し、左の各号に掲げる書類及び写真にその登録証明書を添えて提出し、登録証明書の引替交付を申請することができる。

一 登録証明書引替交付申請書一通

二 写真三葉

2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損しているとき、又は汚損した登録証明書と引き替えに新たに登録証明書を交付しなければならない。

4 市町村の長は、著しくき損し、又は汚損した登録証明書を携帯する外国人に対し、当該登録証明書を返納して第一項の申請をすべきことを命ずることができる。

5 第三項の規定により交付する登録証明書については、き損し、又は汚損した登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とする。

6 第三項の規定により新たに登録証明書を交付した市町村の長は、証明書を交付した市町村の長は、き損し、又は汚損した登録証明書を都道府県知事を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

(登録証明書の再交付)

第七條 外国人は、紛失、盗難又は滅失に因り登録証明書を失つた場合には、その事実を知つたときから十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

一 登録証明書再交付申請書二通

二 再交付申請理由書二通

三 写真三葉

四 前各号に掲げるものを除く外、市町村の長が特に必要と認める書類

2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合には、当該登録証明書の紛失、盗難又は滅失があつたと認められるときに限り、都道府県知事の承認を受けて、登録証明書を再交付するものとする。

4 前項の規定により登録証明書を再交付したときは、紛失、盗難又は滅失に係る登録証明書は、その効力を失ふ。

5 外国人は、登録証明書の再交付を受けた場合において、紛失又は盗難に因り失つた登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

6 市町村の長は、前項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

7 第三項の規定により再交付する登録証明書については、紛失、盗難又は滅失に因り失つた登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とする。

8 外国人は、居住地を変更し、現居住地の市町村の長に対し、居住地変更届書を出し、その届出があつたことを証する文書を請求しなければならない。

9 外国人は、前項の届出をしたときから十四日以内に、新たに居住しようとする市町村の長に対し、居住地書換申請書に登録証明書及び前項の文書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

10 市町村の長は、第二項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、又は、都道府県知事の承認を受けて、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。

11 外国人は、一の市町村の区域内で居住地を変更した場合には、その変更した日から十四日以内に、その市町村の長に対し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載

の書換を申請しなければならぬ。

7 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならぬ。

(都道府県又は市町村の隣置分合、境界変更等に伴う居住地の記載の書換)

第九條 外国人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の隣置分合若しくは境界変更によつてその属する市町村に異動があつた場合又はその居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の変更があつた場合には、遅滞なく、その居住地が新たに属することとなつた市町村又は当該名称の変更があつた市町村の長に対し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならぬ。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならぬ。

(居住地以外の記載事項の書換)

第十條 外国人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、書換申請書に登録証明書を添えて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならぬ。

2 前項の申請を受理した市町村の

長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の記載事項の書換をしなければならぬ。

3 市町村の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、記載事項の変更を証する文書の提出を求めることができる。

4 第八條第五項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。この場合において、第八條第五項中「第二項」とあるのは、「第十條第一項」と読み替へるものとする。

(登録証明書の有効期間)

第十一條 登録証明書の有効期間は、交付の日から二年とする。

2 外国人は、前項の期間満了前二十日以内に、登録証明書を居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならぬ。

3 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 市町村の長は、第二項の申請があつた場合には、遅滞なく新たに登録証明書を交付しなければならぬ。

5 第三條第六項の規定は、第二項の申請をした場合に準用する。この場合において、第三條第六項中「第一項」とあるのは、「第十一條第二項」と読み替へるものとする。

(登録証明書の返納)

第十二條 外国人は、本邦を出国する場合においては、その者が出国する出入国港において入国審査官(入国

管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。

2 外国人は、外国人でなくなつた場合には、その事由が生じた日から十四日以内に、居住地の市町村の長に登録証明書を返納しなければならない。

3 外国人が死亡した場合には、第十五條各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、その死亡の日から十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならない。但し、当該外国人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

(登録証明書の携帯及び呈示)

第十三條 外国人は、常に登録証明書を携帯していなければならない。

2 外国人は、入国審査官、入国警備官(入国管理庁設置令に定める入国警備官をいう)、警察官、警察吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他外務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当り登録証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、その事務以外の場所において登録証明書の呈示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

(指紋の押す)

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第二項の申請をする場合には、政令で定めるところにより、登録原票、登録証明書、登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を押すなければならない。

(代理人による申請、届出及び返納)

第十五條 外国人が十四歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障に因り自ら申請、届出若しくは返納をすることができない場合には、第三條第一項、第七條第一項若しくは第五項、第八條第一項、第二項若しくは第六項、第十條第一項、第十一條第二項又は第十二條第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納は、当該外国人と同居する左の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、当該外国人に代つてしなければならない。

一 配偶者
二 子(十四歳に満たない者を除く)
三 父又は母
四 前各号に掲げる者以外の親族
五 その他の同居者

(登録原票等の記載の書換)

第十六條 市町村の長は、第八條第四項若しくは第七項、第九條第二項又は第十條第二項の規定により登録原票の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県知事を経由して入国管理庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けた場合には、登録原票の写票の記載事項の書換をしなければならない。

(申請等の手続及び申請書等の様式)

第十七條 登録証明書の交付、引替交付、再交付及び書換の申請、登録証明書の交付、引替交付及び再交付、登録証明書の返納並びに居住地変更の届出の手続並びに登録証明書交付申請書、登録原票、登録原票の写票、登録証明書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書返納命令書、登録証明書再交付申請書、再交付申請理由書、居住地変更届書、居住地書換申請書、書換申請書並びに第四條第七項及び第十三條第三項に定める地方公共団体の職員の身分証明書の様式は、外務省令で定める。

(罰則)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は書換の

申請をしないでこれらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者

二 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は書換の申請に關し虚偽の申請をした者

三 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定による登録証明書の交付、再交付又は書換の申請を妨げた者

四 第三條第六項又は第十一條第五項において準用する第三條第六項の規定に違反した者

五 第六條第四項の規定による命令に従わなかつた者

六 第七條第五項又は第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

七 第十三條第一項又は第二項の規定に違反して登録証明書を携帯せず、又はその呈示を拒んだ者

八 第十四條の規定に違反して指紋の押なつをせず、又はこれを妨げた者

九 他人名義の登録証明書を行使した者

十 行使の目的をもつて、登録証明書を他人に譲り渡し、若しくは貸與し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸與を受けた者

前項の罪を犯した者には、懲役又は禁じ及び罰金を併科することができる。

第十九條 第十五條に規定する場合において、同條第一項各号に掲げる者が、第三條第一項、第七條第一項、第十條第一項若しくは第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付若しくは書換の申請をなかつたとき、又は第七條第五項若しくは第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して返納しなかつたときは、五千円以下の過料に処する。第三條第四項の規定に違反して申請をなかつた父又は母、同條第五項の規定に違反して申請をなかつた者及び第十二條第三項本文の規定に違反して返納しなかつた者も、また、同様とする。

(過料の裁判の管轄)
第二十條 過料の裁判は、簡易裁判所が行う。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第十四條及び第十八條第一項第八号の規定は、この法律施行の日から一年以内において政令で定める日から施行する。

2 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する旧外国人登録令第十四條から第十六條までの適用については、なお、従前の例による。

5 旧外国人登録令の規定による登録証明書及び外国人登録簿は、それぞれこの法律の規定による外国人登録証明書及び外国人登録原票とみなす。この場合において、旧外国人登録令の規定による登録証明書の有効期間は、この法律施行の日から六月とす。

6 旧外国人登録令第十一條第一項に規定する者で同令の規定による登録証明書を所持するものは、第三條第一項の規定にかかわらず、この法律の規定に基いて登録証明書の交付を受けた外国人とみなす。

7 旧外国人登録令の規定による登録の申請でこの法律施行の際当該申請に対する処分がされてないものは、この法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。

8 旧外国人登録令の規定による登録証明書を有する外国人は、第五項後段に規定する当該登録証明書の有効期間の満了前三十日以内に、第十一條第二項の規定により、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

9 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

○石原(幹)政府委員 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係諸命令の措置に關する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は平和條約の発効に伴ういわゆるポツダム命令の措置の一環として、外務省関係の諸命令の改廃をし

ようとするものであります。

外務省関係のポツダム命令は出入国管理令、外国人登録令、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令、朝鮮人、中華民國人、本島人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿兒島県または沖繩県に有する者登録令及び入国管理令の五件であります。

このうち出入国管理令及び入国管理令設置令につきましては、一部改正の上存続し、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令及び朝鮮人、中華民國人、本島人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿兒島県または沖繩県に有する者登録令は廃止することとし、また外国人登録令に關しは、この際これを廃止した上、新たにこれにかわるべき外国人登録法を制定することとし、別途法律案を提出いたしております。

この法律案のおもな内容といしましては、第一は出入国管理令及び入国管理令設置令の一部を改正することであり、すなわち占領終結に伴い、現行の連合国最高司令官による入国許可の制度、その他占領に付随する内容の諸規定を削除するとともに、平和條約の発効に伴い新たに日本の国籍を離脱する朝鮮人及び台湾人に対する取扱

い等の経過規定を設けることとあります。

第二は北緯二十九度以南の南西諸島の内地渡航制限令の撤廃であり、現在占領下の特殊事情として行われております内地渡航の制限は、平和條約発効後においては、南西諸島と本邦との関係を考慮し、将来特別の事情

がない限り、この地域より内地渡航の自由を確保したいと考えてござい

ます。

第三は出入国管理令及び入国管理令設置令を、平和條約発効後も法律として効力を與え、存続せしめることとあります。この二つの政令は昨年十一月、わが国の入国管理に關する既存の法令及び機構を再検討し、一般に認められた国際慣行に一致せしめ、司法保護組織または警察組織とまつたく關係のない機構のもとに、外国人の管理業務が運営されるべきであるとの連合国最高司令官の覚書に基いて制定されたものであります。この趣旨精神は平和條約発効後もあくまで尊重し維持すべきものと考へまして、とりあえずこれを法律に切りかえる措置を講じた次第であります。

以上が本法律案の提案理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

次に外国人登録法案の提案理由を御説明いたします。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月ポツダム勅令として、終戦後における最初の外国人管理法として制定実施せられたものであります。その後昭和二十六年十一月、出入国管理令の施行に伴い、一般外国人の出入国については、管理令の適用を受けることとなり、従つて外国人登録令は、一般外国人の登録関係と朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至つたのであります。

平和條約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は日本の国籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受け

ることを相なりました。従つて現行の
外国人登録令の連合国最高司令官の入
国許可及びこれに付随する不法入国者
の退去強制等の規定は、外国人登録令
としては不必要となり、ここに根本的
な改正を必要とするに至りましたと同
時に、登録関係の規定の内容において
も不備な点が多々ございますので、こ
の際政府としましては、外国人登録令
を廃止し、新たに外国人登録法を制定
いたしました。平和回復後の在留外国
人の管理の適正を期して参りたい所存
であります。

以上が本法律案の提案理由でありま
す。何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に可決せられますよう希望いたしま
す。

○仲内委員長 ただいまの二案に関す
る質疑は次回に譲ることといたしま
す。

○仲内委員長 次に国際情勢等に関す
る件について質疑を行うことといたし
ます。質疑を許します。

○黒田委員 ちよつとその前にただい
ま政府が御説明になりました法案に関
連して、議事進行として発言をお許し
願います。

今日突如として御提出になりました
この両法律案は、わが国の国際的地
位、国際関係という面から見まして、
非常に重大な内容を持つ法律でありま
す。ことに現在進行中と伝えられてお
ります蒋介石政府との平和條約締結問
題、あるいはまた日韓會議等にも重要
な関係を持つものであります。その
ような問題を無視して、この法律案だ
けを審議するということは不可能であ
ると思えます。両案はこのような重要
な法律案であります。そこで私は、こ

の間から繰返してお願いしておるの
でありますけれども、吉田総理大臣に
ぜひ一度この委員会に御出席を願いた
い。実質上岡崎さんが外務大臣であら
れましようから、もう吉田総理は外務
委員会に出席する必要はないというふ
りにお考えになつておられるかもしれま
せんが、やはり私は総理大臣に直接いら
うとお尋ね申し上げてみたいと思ひ
てあります。何回も申しまして
は、御老体のことでありまして、御
迷惑であらうと思ひますが、せめて一
回だけでも、ことにこの法律案の審議
にあたりましては、ぜひ吉田総理の御
出席をおとりはからいたいただきますよ
うに、この点特にお願ひ申し上げます
と思ひます。

○仲内委員長 その点はよく了承し
て、極力とりはからうことといたしま
す。

それでは国際情勢等に関する件につ
いて質疑を行うことといたします。質
疑を許します。林百郎君。

○林(百)委員 時間の関係上、二問だ
けお聞きしたいと思ひます。一つは細
菌戦の問題について、日本の政府とし
ても看過しがたい事態が発生しておる
のであります。これについて政府の
責任ある答弁を求めたいと思ひのであ
ります。ロンドンの十六日発のUPに
よりますと、国際民主主義法律家協会
のオーストリア代表あるいはベルギー
代表の調査によりますと、この国際民
主主義法律家協会の調査団は、米軍が
朝鮮で細菌戦を行つておる多くの証
拠を集めた、それから細菌戦武器が突
際に使用されているを目撃した。こ
れはそれ／＼オーストリア代表、ベル
ギー代表の発表であります。これにつ

きまして、われ／＼が看過しがたいと
いうことを申し上げましたのは、実は
この二月二十三日の平壤発の朝鮮民主
主義人民共和国の外相たる朴憲永氏の
声明によりますと、米帝國主義者は、
この犯罪の準備を進めるにあたり、日
本軍国主義の御用字者である日本の細
菌戦犯から公然と協力を受けた、彼ら
は日本の戦犯石井四郎、若松有次郎、
北野マサツウを朝鮮で指揮した、これ
らの連中に対しては、一九五〇年二月
一日、ソビエト政府は主要細菌戦犯と
して国際軍事法廷に引渡すことを提案
したものであるという声明がありまし
て、さらに一九四七年七月十一日の極
東委員会の対日基本政策の決定により
ますと、戦争犯罪人につきまして、連
合国の他の国によつて、その国民に対
する犯罪を理由に要求された者は、最
高司令官によつて、裁判のため、また
は証人として、あるいは他の理由で必
要とされない限り、右の他の国に引渡
し、拘禁されるべきであるという規定が
あるのであります。そこで私は本日政
府にお聞きしたいことは、ソ同盟政府
が一九五〇年二月一日、細菌の戦犯と
して石井、北野、若松らの引渡しを要
求したのであります。これについて
日本の政府からは何らの回答もなさ
ず、またこの戦犯について、いかなる
処置をしていたかということについて
の発表も、われ／＼聞いておられないの
であります。事国際的な問題となり
日本人の名前がここに出ている。しか
も細菌戦については、日本のかつての
関東軍が一九四〇年から四五年の五箇
年間にわたつて、三千人の人員を殺傷
して、実験をして、相当細菌戦の研究
をしたということは、すでに日本の普

通の雑誌、週刊誌にすら発表されてお
るのであります。そこで私はこの戦争
犯罪人としてソ同盟から引渡しを要求
されておる戦犯の石井四郎、若松有次
郎、北野マサツウ、この三名につい
て、日本政府は現在いかなる処置をし
ており、どこに所在し、どういふ監督
をしておるかということについて、政
府の責任ある答弁を聞きたいのであり
ます。

○岡崎國務大臣 林君がいろいろ述べ
られました。国際民主主義何とか、
北鮮民主主義何とか、民主主義といふ
と非常に混同しますが、それは共産主
義のことなのかどうか、それを言われ
ると、もつとはつきりすると思ひま
す。そういうことを、いくら名前だけ
民主主義連盟とか言われても、非常に
卑怯なやり方だと思ひます。もう少し
正体を明らかにされた方が、お互いに
いいだろうと思ひます。

そこで御質問の点ですが、われ／＼
はまだそういうことについては何ら承
知しておりません。従つて調べたこと
もなければ、所在を確かめたこともご
ざいませぬ。

○林(百)委員 岡崎國務大臣の答弁は
非常にふまじめだと思ひるのでありま
す。あなたの言うことこそ私は何を言
つておるか分からないのであります。
少くとも北鮮の外務大臣あるいは中華
人民共和国の外相である周恩来が、こ
れを国連に報告をし、国連でもソ同盟
代表がこれを取上げ、しかもロンドン
からは十六日UP電報によれば、こ
れは国際民主主義法律家協会の調査の
結果であります。こういう結果に基い
て、日本人の名前が出て、この三名の
協力をアメリカ側では求めておるとい

うことを言つておるのであります。こ
戦争犯罪人に対して、政府が適當な措
置をとることは、当然の国際的な義務
であります。私はこの戦犯である
石井四郎、若松有次郎、北野マサツウ
の三人を、日本政府はどうか、どうい
ふ処置をしておるか、またこの所在がどこに
あるかということの報告をあなたに聞
いておるのであります。これはむし
ろ、こうした国際的に疑惑をもつて見
られておるのでありますから、もし政
府に確信があるならば、関係がないと
言え、むしろ日本政府のためにもな
るのであります。あなたはわれ／＼の
質問に対して全然誠意がない。そうい
うふまじめな態度でなくして、今政府
はこれに対してどう考えておるとか、
あるいは石井、若松、北野に対して
は、目下どういふところにどうい
ふソ同盟からどういふ要求があつたけ
れども、日本政府としてはどういふ措
置をとつたかということも、もつとまじ
めな答弁をしてもらいたい。あまり人
なめたような態度はやめてもらいた
いと私は思ふ。

○岡崎國務大臣 私はそのようない
かげんな質問に対して答えるのがいや
なのです。何とかいう人が戦犯だとだ
れも認めておらない。あなたがかつて
に戦犯だと言つておる。われ／＼はソ
ビエトから何も要求を聞いたことはな
い。何ら公式に受けたことはないから
ないと言つておる。

○林(百)委員 これは一九五〇年二月
一日ソビエト政府から司令部並びに日
本政府に対して要求があつたことは公
知の事実であります。そんなことを知
らないのだつたら、あなたは職務の怠
慢ですよ。だからきょうもしあなた

答弁できないというなら、十分調査してからでけつこうです。また無責任な質問だと言いますけれども、少くとも朝鮮人民共和国の外務大臣に、あるいは中華人民共和国の外務大臣に、あるいはその言えばばら／＼笑つておられるけれども、一体あなたが対象としておられるのは、台湾の蔣介石だとか、中華人民共和國と、どちらが中国人民四億の支持を受けているのですか。台湾と交渉しても、来るのはバナナくらいのものだ。しかもソ同盟も入つた人口何億という人たちが、この細菌問題について真剣に考へておるときに、あなたは無責任な質問だとは何です。あなたこそ何です。李承晩だとか蔣介石だとかいうような、幽霊みたいな政権と仲好くして、心中しよつと、中華人民共和國とかソ同盟とかの外交関係を全然無視しておるじやないか。どつちがふまじめか。蔣介石や李承晩の肩を待つのがまじめで、人民の圧倒的な支持を受けておる朝鮮人民共和国や中華人民共和國の立場から立つて、こつちが疑いをかけられておるのはどうかと質問するそれが、何でふまじめなのか、はつきり言つてもらいたい。それともきよう答弁できないなら、私は何もきよう短かい時間に、あなたから決定的な答弁をもらつてもいいありませんけれども、この次にあなたの方から、もう少し調査してもらつてからでけつこうです。少くとも常識からいつても、関東軍の細菌戦犯としてソ同盟から指名されている者が、日本国内で戦犯でも何でもないということがどうして言へるのですか。少くとも陸軍の中將、少將、しかも関東軍でこつちが特別な任務に服していた者です。私はあなた

にもう少し根拠を申しますれば、ジュネーブ條約によりますと、窒息性のガスあるいは毒性のガスあるいは細菌学的戦争方法を戦争に使用することは禁ずる。こつちが国際條約もあるのです。それに対して、少くともこつちが日本人の名前が出ておる以上、政府もこれは調査したところが、実はこれこつちがこつちが、関係がないなら、あるいはこつちが、堂々と国会に表明すること、またわれ／＼がそれを質問することが、何でふまじめなんだ。もう一度あなたの答弁を聞きたい。

○岡崎國務大臣 第一あなたは正確にものを言つておられない。ソ連邦から最高司令官並びに日本政府に戦犯の引渡しの要求があつたと言われるけれども、ソ連邦から直接に、日本政府にこつちが申入れはない。従つて日本政府としては、最高司令官から何か申出があるなら別であるけれども、今までこつちが申入れは一つもない。調査する必要も何もない。今までの、だから、従つてわれ／＼は何も関知してない。これは当然のことじやないかと思ひます。

○林(百)委員 それでは、司令部にあつたあなたを考へられますか、ソ同盟から日本の占領司令部にこつちが申入れがあつたということを、あなたは認められるかどうかという点が一つ。それから戦犯に対する取締りというものは、司令部の命令がなければやれないということじやないです。これは極東委員会の諸決定、あるいはポツダム宣言からいつても、日本の民主化のために、日本の国を譲りなくするた

た。ただ相模原の付近におきましては、林君とは言いませんが共産党員が盛んにピラをまいて、お前たちの土地はみなとられてしまふのだ、というピラを戸ごとまいておる。そのピラは私も持つております。まづたつた事実がないことを、ピラで農民あたりにまき散らして、非常に不安をかましておられる。そのために農民も心配して、まだとられもしないところをとられるかもしれぬと言つて来ております。私のこつちで申し上げることが、こつちが土地はとられるはずがない、とられないというところは確かでありませぬ。共産党員にも林君がもし連絡があるならば、そんな心配はないからピラなどはまかなひようにしてもらいたいということを伝えておいてください。

わがままな軍閥、軍国主義者、これに對して日本政府独自の立場から取締りというものは、国際的に命令されておるじやないですか。だから第一に、司令部にこつちが申入れがあつたかどうか。また日本政府は独自にこつちが何を取締る意思があるかどうかというのを聞いて、この問題についての質問はこれで打ち切りたい。

○岡崎國務大臣 司令部にあつたかどうかは、私は知りませぬ。ただ司令部から日本政府に何らこつちが申入れはない。これだけを申し上げておきます。

○林(百)委員 この問題は私はこれで打ち切ります。岡崎國務大臣がこつちが申入れないから、今度あなたをあなたを選善地盤で、あなたが行つて、みずから善処するという約束を農民にしておる。神奈川県高座郡相模原町の土地の接収問題について、あなたに質問したい。こつちがその後YEDが三十町歩の土地を新しく取上げておる。ドイソンとていおる。百姓はわからないから、今町長に話をしている。町長もどうしていいかわからなくて、あなたに相談したり、いろ／＼している。そして今町長とドイソン大佐とが、やむを得ないから折衝しておる。ところがその後突

然、最近その三十町歩の土地の周囲に札が立てられた。どういふ札かという、上の方には英語で書いてあつて、下の方には日本語で書いてあつて、六月三十日までこの土地は立ちのかなければならない、農作物の作付は増加してはならない、しかも日本の政府なのか、あるいは司令部なのか、どこが立てた札かわからないものが、

三十町歩の土地にずつと立てられておる。しかもこれは一月末にあなたが行って、善処すると百姓に約束されておるにかかわらず、その後全然善処されしていないどころか、農民の土地は無條件で取上げられようとしている。そこで百姓はどう言つておるかという、われ／＼の土地はアメリカの基地じやないのだ、かつてアメリカが来て出せと言つても、われ／＼は出せないのだ、こつちが一人／＼の佐倉宗五郎ではだめだ、皆が佐倉宗五郎でなければだめだ、と言つておる。そこへあなたは行つて、みずから善処するという公約をしたが、どういふ善処をされたか、この問題を聞きたい。これはあなたが行かないとか、こつちがこつちを言わないとは言わせない。あなたを選善地盤で、あなたの自衛隊会社も直接関係がある。ちやんと知つておる。

○岡崎國務大臣 私の選善地盤のことを御心配くださつて、まことにありがたいことです。相模原の土地の使用の問題につきましては、農民の間にはこつちが心配があつて、町長が私のところへやつて来たことは確かでありませぬ。だん／＼調べてみましたら、それは何ら根拠のないことであつて、ただとられるかもしれないという心配であつたのであります。現に私がらつておる請願書には、元の車工廠の横だけから、とられるかもしれないから、とられないように努力を願いたいという請願が来ておる。それから調べてみましたところが、予備作業班の話し合いによりまして、議和條約発効までは、新しい接収はいかなる場合においても行わ

ない、こつちがこつちが、

た。ただ相模原の付近におきましては、林君とは言いませんが共産党員が盛んにピラをまいて、お前たちの土地はみなとられてしまふのだ、というピラを戸ごとまいておる。そのピラは私も持つております。まづたつた事実がないことを、ピラで農民あたりにまき散らして、非常に不安をかましておられる。そのために農民も心配して、まだとられもしないところをとられるかもしれぬと言つて来ております。私のこつちで申し上げることが、こつちが土地はとられるはずがない、とられないというところは確かでありませぬ。共産党員にも林君がもし連絡があるならば、そんな心配はないからピラなどはまかなひようにしてもらいたいということを伝えておいてください。

○林(百)委員 実は私はあなたのふまじめな答弁に驚き入つておる。あなたは一体その後あそこへ行きましたか、私はつい四、五日前に行つて来た。上には英語、下には日本語で、六月三十日まで立ちのかなければならない、農作物の作付は現在以上に増加してはならないと書いてある。その札はただのいたずら者が立てた札として、みなひつ／＼抜いて町長のところへ持つて行つていいです、それどころから文句が来ないです、それなら私はこつちがこつちが、

わななくでください。しかも林君がだれか知らないが、ピラをまいてはいかぬというが、こつちのピラが問題なのか、それとも英語と日本語で書いた札がちやんと三十町歩にわたつて立ててあるのが問題なのか、どつちが問題なんでしょうか。それならあそこは絶対に

られない、司令部がそんなことを言つて来たら拒否をしろと岡崎が言つた、英語と日本語で書かれた札はとつてもいいのだということを言つていいです。町長に外務委員会が岡崎がこう答弁をしたからと行つて言いますよ。あなたはいつちやらんばらんだからそれを締める意味で、今度は事実を調べて持つて来たのです。それでなければあなたのちやらんばらん性質が直らぬから言うのですよ。

○岡崎國務大臣 私に性格を直してくださるそと、まことにありがたいたのですが、そういう札は私が見たことありません。従つて知りませんが、そういうような種類の札を出すわけはないから、それは間違いに違いないと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、そういう札はとつて、これを町長のところへ持つて行つていいですね。それが英語で書いてあつても、だれかがいたずらをしたものと見ればいいですね。それをもう一度確かめるために私質問したわけです。

○岡崎國務大臣 それは私はまだ調べてないからわからないけれども、もしあるとすれば間違いに違いない、こう言つておる。

○林(百)委員 間違ひだからそんなものは町長のところへ持つて行つていいですね。
○岡崎國務大臣 間違つたものは、それ／＼の手続によつて取除けばよろしいのです。
○林(百)委員 なおこの問題は私の方でもう少し調査して、もう一度岡崎さんに聞きます。
○仲内委員長 並木君。

○並木委員 私は三月八日付の總司令部指令として出た覚書について、お尋ねしておきたいと思ひます。それは兵器とか航空機その他の生産を日本に許されるという覚書であります。その内容は大体新聞に報道されたところのものと違ひないか。それからこの指令による兵器の製造禁止の緩和ということはどういうところか。ねらいがあるか。この指令がなくても、平和條約の効力が発生すれば、当然日本としては兵器の製造が許されるものと了解しております。ただこれと、それには間違ひはないか。どうか。それから兵器製造禁止の緩和のねらいに相呼応して、賠償工場の指定の解除ということが出て参りましたけれども、賠償工場の指定の解除は三月八日付のこの指令と関連があるのかどうか。賠償工場で兵器とか弾薬とかそういうものをつくらせるために、今度急いで解除になつたのかどうか。それから兵器製造禁止の緩和の目的とするところは、国際連合に協力する線であるところか、あるいはこれから日本に駐留する米軍のために使われるの警察予備隊や海上保安隊で使う裝備をつくるための線から出て来ておるか。どうか、そしてもし将来日本がつかう意思があれば、原子兵器ということも、これでつくる道が開かれたのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 この緩和の措置は、たとへばアメリカの駐留軍に兵器を供給しようとか、予備隊に供給するとか、そういう直接の目的でやられたものではないと私は了解しております。元來平和條約が効力を発生いたしますれば、少くとも法律的といひますか、條

約的といひますか、日本はまつたく自由な立場に立ちまして、何ら制限を受けておらないのであります。でありますから、国内でこういうものはつくらない方がいからといつて、つくらないならばこれは別であります。国際的にこういうものをつくつちやいやかぬという禁止は何もないのであります。従つて平和條約の効力発生は間近ではあります。ただいままだ形式的には占領下にあるわけでありまして、そこで占領軍として、できるだけ講和條約発効の前にも、それに沿つたもの日本の国内の態勢をすべて持つて行つた方がいいという建前から、この緩和をいたしましたのであります。それが、

「フアザー・アブル・ヴ・オブ・ヘツド・クォーター」という文字があるものであります。占領下という関係から、全然制限なしというのでなくして、司令部の了解さえあればということになつておるのであります。将来どうなるかというお話であります。これは今申しした通り、日本としては條約の表面からいへば、たとえば軍艦を將來國民が持ちたければ、陸軍でも海軍でも空軍でも、何でも持つことにいつて制限はないのであります。それと同様に、こういういろいろの製作についても何にも制限はないのであります。ただ憲法その他の關係上、考慮すべき点はいろいろありますから、国内の措置としては別であります。国際關係だけからいいますれば、兵器製造につきましても、軍隊の維持につきましても、何ら制限がない状況になるのであります。

○並木委員 賠償工場の指定解除の覺

書も出たようでございますけれども、それはこの三月八日付の司令部の指令と関連があるのじやないですか、賠償工場の指定解除をやつて、そこで急いで兵器というようなものをつくらせよう、そういう目的があるのではないかと、思うのですけれどもいかがですか。

○岡崎國務大臣 これは全然關係がありません。賠償工場の方はただいままで賠償の指定はされておりましたが、日本の経済その他に有益な工作機械であるとかその他の機械は賠償に指定されておるのであります。そこで実は講和條約の発効がまだはつきりいつと、いつことがわかりませんが、日本の会計法規からいいますと、四月一日と三月三十一日では会計年度がわかるわけでありまして、そこで賠償庁では、三月三十一日までに賠償指定の解除が行われるとすれば、四月一日からはその管理に要する費用等を予算に計上する必要がなくなりまして、また賠償庁の解体ということも年度末でできるかもしれぬと思ひまして、それで実は年度末までに解除をしてもらつた方が会計上は都合がいい、こういうつもりでおりましたが、先方ではどうせ講和條約が発効すれば全面的にこれはなくなるんだからして、今一つの措置をとつて、また講和條約発効になつて別の措置をとるとするのでは、かえつてやつかいであらうと考へたのであります。それでこの際の特には措置はしない、但し民間所有の賠償指定物件についてはアメリカ側で今使つてないものは使わない、要するに現状のまま講和條約発効まで行つて、こういうことではありま

○並木委員 日本として將來原子兵器というものをつくりたいれば、つくることがさしつかえないという点は、先ほどの答弁でその通りだといふふうに了解していいわけですね。

○岡崎國務大臣 講和條約が発効になりますれば、條約面からいへば何にも制限はないわけですね。

○並木委員 倭島局長が台湾から帰つて来たようでございますけれども、大臣としては報告を受けられましたか。報告を受けられましたら、それをお知らせ願ひたいと思ひます。最近、台湾獨立同盟というものがあつて、島民が必ずしも蔣介石政権とびつたり行つていないのだという報道があるのであれば、台湾との間に日華條約が結ばれることを前にして、そういう事実があることは、相当関心を持たなければならぬと思ひます。どうなつておりますか、報告をしていただきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 倭島局長は一日の夜帰つて参りました。昨日いろいろ報告を聞きまして、まだ今話合ひの最中でありまして、ここで交渉の内容を申し上げることは差控へたいと思ひますが、交渉においてのおもなる点は、國民政府側では、サンフランシスコ條約の條項をできるだけ多く取入れたいと思ひます。またわれ／＼の方からいいますと、吉田・ダレス會談にありましますように、國民政府が統治しております領域が一定の定まつた地域内でありましますので、その現実の事態とサンフランシスコ條約の條項とを、い

○並木委員 日本として將來原子兵器というものをつくりたいれば、つくることがさしつかえないという点は、先ほどの答弁でその通りだといふふうに了解していいわけですね。

○岡崎國務大臣 講和條約が発効になりますれば、條約面からいへば何にも制限はないわけですね。

○並木委員 賠償工場の指定解除の覺

書も出たようでございますけれども、それはこの三月八日付の司令部の指令と関連があるのじやないですか、賠償工場の指定解除をやつて、そこで急いで兵器というようなものをつくらせよう、そういう目的があるのではないかと、思うのですけれどもいかがですか。

に調整して行くかという点でありまして、これが基本的に重点の置き方が違ふといひますか、先方は現実の事態よりも、サンフランシスコ条約を取入れるというところに重点を置いておる。

われわれの方では現実の事態になるべく重点を置く。むしろサンフランシスコ条約の趣旨を取入れることは異存がないのですが、その点で條約のタイプをどうするかとか、いろいろな問題が出て来ているのであります。倭島局長の報告では、原則的には相互の了解が非常に進んで来たので、初め心配していたような、意見がとうてい合わないというような問題はなくなり、いかにお互いにその相手の意見を取入れた双方に満足なものをつくり上げるかという程度の問題になつて来ましたので、まだ時間は多少かかりますが、話し合いができないというような心配はおそらくない、いざればまとまるものというふうに聞いております。また事実をどうだろうと思ひます。

それから台湾の状況であります、いろいろ今言われたようなお話しも報道としてはあるようでありまして、けれども、現実には台湾内の治安は非常によく保たれておりますし、当初のような、国民政府側と台湾土着の島民との間の気持の合わないというような点も、この数年間のうちに非常になくなりまして、また食糧も輸出できるくらい豊富でありますから、治安とか人心の安定とかいふことは、案外想像したよりもはるかによろしいようでありまして、台湾自体については今のところ何ら危惧されるようなことはないようでありまして、非常に平和にみな満足して暮らしているというのが、現実の状況のよう

に思つております。

○並木委員 これは大体いつごろ日華條約の調印を見る予定ですか。

○岡崎國務大臣 これは実はまだちよつといつごろという見当は私も申し上げかねますが、一つは、少し遅れておりますので、私も国会でも、台湾との間の條約の締結が、アメリカの平和條約批准の條件みたいになされてはいるのではないかと、いろいろな非難をしばしば聞いたのであります。幸か不幸か、條約の交渉が遅れているうちに、アメリカの批准はどん／＼進んで、あすにもできそうな形勢になつておりますので、この点は事実が説明して来たのであります。これは遅れたことがいゝとは決して申しませんが、一つの事実の証明になつておると思ひます。またアメリカの批准等とは関係なくこの交渉は進められているのであります。またアメリカ側も、台北にランキンという代理大使がおられますが、アメリカ側が何と口出しをするというやうな印象を興えることを極力避けておりました。交渉自体はまったく国民政府と日本との間だけでやつていられるやうな次第であります。かなり意見の調整は出て来ておりますが、さていつできるかと言われると、ちよつとまだ御返事はできないのであります。おそくなくできようかと考えております。いざれできますれば、国会の批准、承認を得るために提出いたしますが、そうおそくなくできると思つております。

○黒田委員 私は外務当局に対しまして資料の御提出を求めたいと思ひます。それは本日のこの委員会に上程になりました二つの法案、すなわち出入

国管理及び外国人登録、これらの法律案に關しまして、諸外国の立法例を至急参考資料として御提出願ひたいと思ひますので、この要求をしておきます。

○仲内委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は三月二十五日午前十時より開会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕
外務公務員法案(内閣提出)に關する報告書

千九百四十六年十二月十一日にレック・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に關する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下におく議定書への加入に關する報告書(條約第二号)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所